

球磨支援学校 いじめ防止基本方針

令和3年3月
(改訂版)

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行う。
- すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにする。いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを児童生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進める。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの児童生徒にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。すべての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、児童生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲をもたせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが必要である。

- 学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養う。
- 学校の教育活動全体を通じて、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。
なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さである。
- 自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活をつくり

あげる。

- 教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。

- いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、児童生徒たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応する。
- いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。また、家庭や地域と連携して児童生徒を見守る。

(3) いじめへの対処

いじめが認知された場合、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事実を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。

- 本校職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。また、組織的な対応を可能にする体制を整備する。
- いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童生徒によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していく。すべての児童生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(4) 家庭や地域との連携

- 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進する。
- アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合でも、その結果を児童生徒や保護者、地域住民に向け公表し検証を仰ぐ。
- より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるように、家庭及

び地域と組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

○平素から、関係機関との情報共有体制を構築しておく。

3 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めることが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの児童生徒にも起こりうるものであり、それを相談することは決して 恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 構成員（いじめ防止対策委員会）

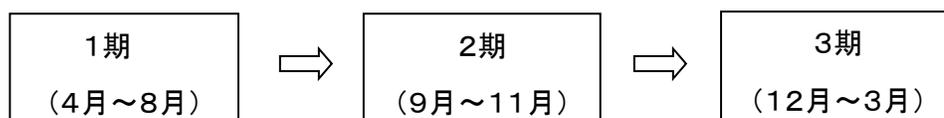
校長 教頭 学部主事 生徒指導主事 人権教育主任 養護教諭 外部専門家

(2) 委員会の役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核をなす。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等を組織的に実施する。
保護者等に、「いじめ防止対策委員会」を設置していることやその活動内容について周知する。

5 年間計画

(1) 年間の取組についての検証を行う時期



(2) 取組の評価、会議、校内研修会等の実施時期

- 第1回いじめ防止対策委員会（7月開催）
- 第2回いじめ防止対策委員会（12月開催）
- 第3回いじめ防止対策委員会（2月開催）

(3) いじめの未然防止の取組と実施時期

危機管理意識を高くもち、いじめの未然防止や危機管理に向けた校内研修を定期的に実施するなど、意識改革や資質の向上に努める。

- いじめはどの児童生徒にも起こりうることから、すべての児童生徒を対象として、いじめを許さないための未然防止に取り組む。
- 未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業実践を進め、互いの人権を尊重し支え合う集団づくりを行う。
- 本校職員は児童生徒と信頼関係を築くことに努め、職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていく。
- 集団の一員として自覚し、自信をもって行動できることでストレスを乗り越え児童生徒相互のよさや可能性を認め合い、一人一人の人権を尊重する人間関係を実現する学校風土をつくとともに、ストレスに適切に対処できる教育の実践を進

める。本校職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- 県教育委員会が開催している「心のきずなを深めるシンポジウム」や「熊本県人権子ども集会」等を活用して、児童生徒によるいじめの未然防止の取組の活性化を図る。
- 児童生徒に「いじめは社会のルール違反であり、犯罪にもなりうる」ことを認識させ、法で禁止されていることを行えば、処罰されたり責任が問われたりすることを、児童生徒の発達段階に応じて指導する。
- 学校全体に「いじめをすることは格好悪いこと。人として恥ずかしいことだ。」と考える文化が醸成され、それが児童生徒個々の行動に反映される取組を進める。

<主な実施時期> ※下記は取組の一例。

- ①「心のきずなを深める月間」及び「命を大切にする」心を育む指導プログラム

(5～6月実施：人権教育)

(小学部) 「心のきずなを深める5カ条」の設定及び関連した内容の歌、絵本の読み聞かせなど

(中学部) 「自分の良いところ・友達の良いところ」などに関する取組、リフレーミングについて知るゲームなど

(高等部) 「いのちを大切にする」をテーマに各学年の実態に応じた取組

(役員会) ゲームなどを通じた絆を深める取組

- ②人権週間の取組(12月実施)

(小学部) 自分や友達のいいところ探しや望ましい関わり方の紹介など

(中学部) まわりの人と上手につきあうためのロールプレイングなど

(高等部) 人の関わり方についてのロールプレイング、自分自身についての振り返りなど

(役員会) 「挨拶運動」など

(4) いじめの早期発見の取組と実施時期

○いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。こうしたことから、わずかな兆候であっても、いじめではないかと疑う視点を持って、早い段階からの確に関わり、児童生徒がいじめを隠したり軽視したりしないように、組織的に対応しいじめの早期かつ適確な発見と認知に努める。

○本校職員は、自らの「いじめに気付く感受性」を磨くとともに、日頃から児童生徒の見守りに注力するとともに、信頼関係の構築等に努め、児童生徒の示す変化や危険信号を見逃さないようにする。また、いじめへの組織的対応には職員間の良好な人間関係が欠かせないことから、管理職や主事、主任等の対人スキルの向上を図る。

- 定期的なアンケート調査やスクールカウンセラー等を活用した教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に積極的に取り組む。その際、児童生徒と向き合う時間の確保に努める。
- 児童生徒が互いにいじめを早期に発見していくため、例えば、「消しゴムを貸してと言ったら無視された」等の具体的事例を基に主体的に考える学習を道徳科や特別活動（学級活動）等で実施し、日頃からどのような行為がいじめに当たるのかを児童生徒が考える機会をもつ。
- 児童生徒が相互にサポートし合う仕組みづくりに努める。

<実施時期>

- ①連絡帳等を通して、常にいじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集に努める。
- ②校内アンケート調査（第1回6月、第2回11月、第3回1月）を実施し、気になる情報や問題行動等に係る記入があった場合には、詳細に事実関係の聴取を行う。

6 いじめに対する措置

- いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、特定の本校職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- いじめられた児童生徒を守り通すとともにいじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。
- 本校職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 日頃から重大事態に備えて、本校版「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」を本校職員間で共有しておく。
- 「いじめ防止対策委員会」については、開催が形式的なものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能しているかを適宜点検していく。

<対応：いじめ対応マニュアル（別添）>

(1) 情報と認識の共有化

- 正確な情報の収集と記録（児童生徒・保護者・関係者からの聞き取り）
- 情報と現状認識の共有化
- 全職員の意思の統一

(2) 対策の検討（いじめ防止対策委員会の招集・開催）

- 対策の検討、役割分担
- 関係機関との連絡調整
- ※窓口の一本化（教頭）

(3) 個別の対応

- 関係のある児童生徒同士の接触の防止（いじめられた児童生徒やいじめた児童生徒への対応）
- いじめの事実について、両者の保護者間での共通認識（関係児童生徒の保護者への対応）

(4) 周囲の児童生徒等への対応

- 関係者への事実の説明と連携・協力の依頼（児童生徒・PTA・地域関係者）
- 報道機関等への適切な対応

(5) 事後指導、態勢強化

- 計画的な継続観察と指導
- 関係者・機関等への適切な報告
- 事例の分析、改善案の立案、取組態勢の強化

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間」

- 年間30日を目安

イ 重大事態が発生した場合の報告等

重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて知事へ事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。

ウ 調査を行うための組織

「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加える。調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確

保する。

- a 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。
- b 調査のための組織に必要な応じて専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性、中立性の確保に留意した組織構成とする。
- c いじめを受けた疑いのある児童生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- d 在籍児童生徒や本校職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- e 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- f 保護者や児童生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- g 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする調査」では、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校と本校職員がどのように対応したかなどについて、その事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

オ 留意事項

重大事態が発生した場合には、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーに配慮する。

(2) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報の提供

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

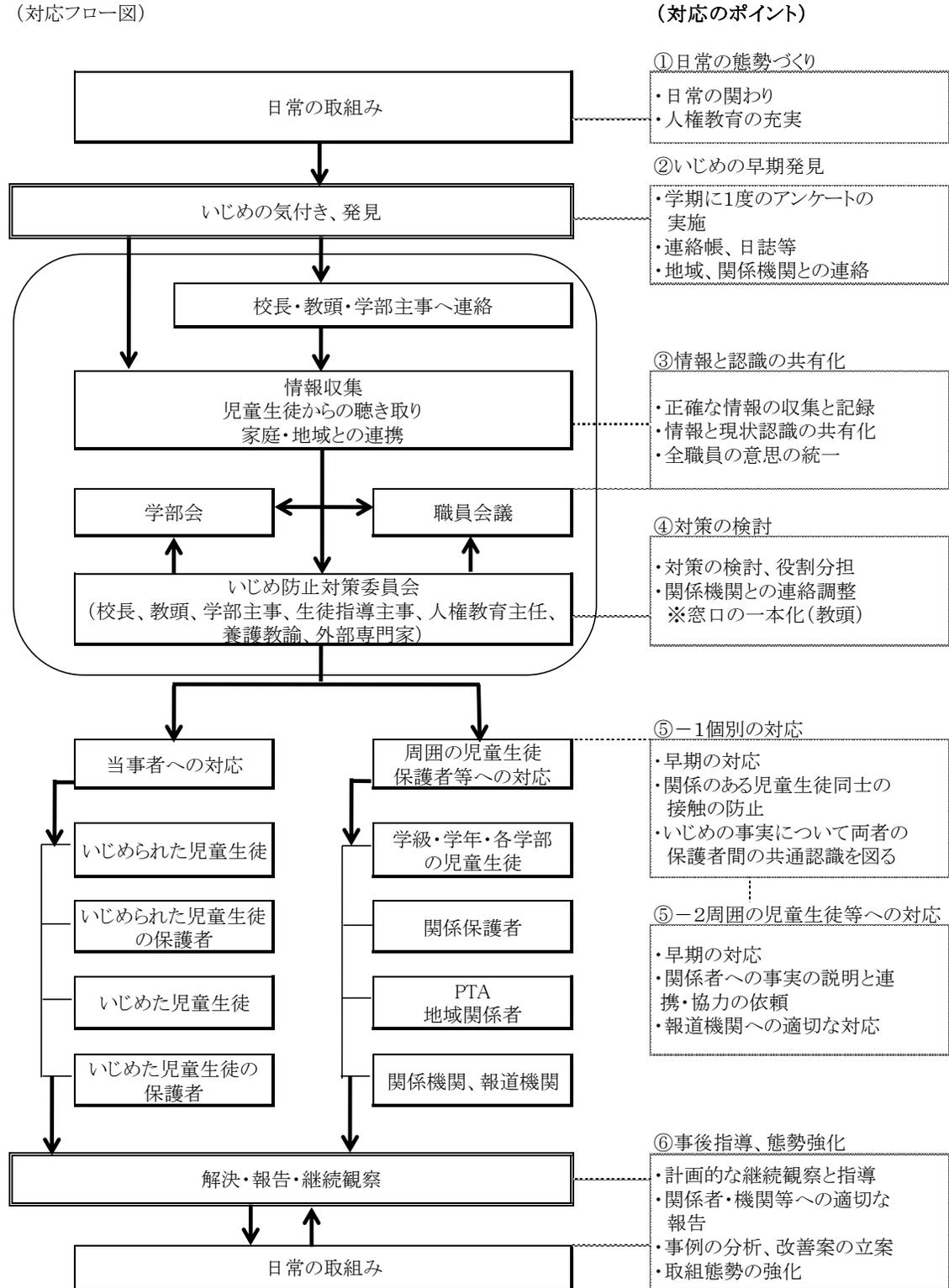
イ 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する。

(別添)

いじめ対応マニュアル

(対応フロー図)



〈改訂履歴〉

平成28年（2016年）	3月	策定
令和2年（2020年）	5月	改訂
令和3年（2021年）	3月	改訂